β　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

β　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。